資料　1

地域公共交通活性化協議会
地域公共交通部会設置要綱の改定等ついて

目次

１．道路運送法の改正前（～R5.9.30）
２．道路運送法の改正後（R5.10.1～)
３．道路運送法の改正概要
４．乗合旅客運送の運賃･料金の決定方法について
５．料金の意見を反映させる措置ついて
６．要綱の改定内容について
７．地域公共交通部会運賃分科会設置規程について

1．道路運送法の改正前（～R5.9.30）

参考＜道路運送法（抜粋）＞
（一般乗合旅客自動車輸送事業の運賃及び料金）
第９条　（略）
４　一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、**当該運送に係る運賃等について**地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の**協議が調ったときは**、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に**届け出ることをもって足りる**。これを変更しようとするときも同様とする。

参考＜道路運送法施行規則（抜粋）＞
（法第９条第４項の協議が調ったとき）
第９条の２　法第９条第４項の**協議が調ったとき**とは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）**又は協議会において協議が調っているとき**とする。

２．道路運送法の改正後（R5.10.1～）

参考＜道路運送法（抜粋）＞
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第９条　（略）
４　一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
一　当該営業区域をその区域に含む**市町村**又は都道府県
二　当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車**運送事業者**
三　当該営業区域を管轄する**地方運輸局長**
四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者**として指名する者
５　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
６～７　（略）

3．道路運送法の改正概要

これまで
（R5.9.30まで）

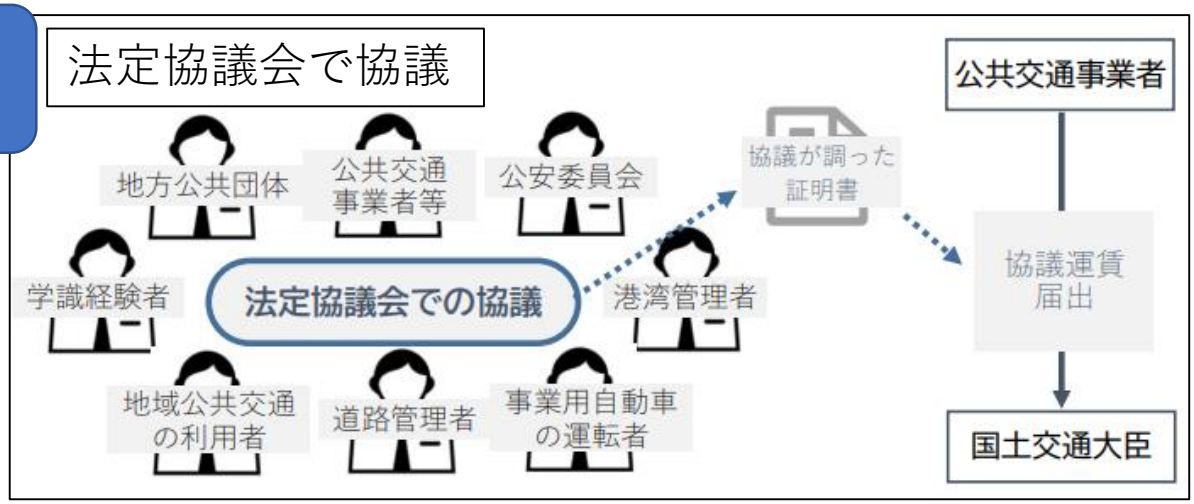

これまで
（R5.10.1から）

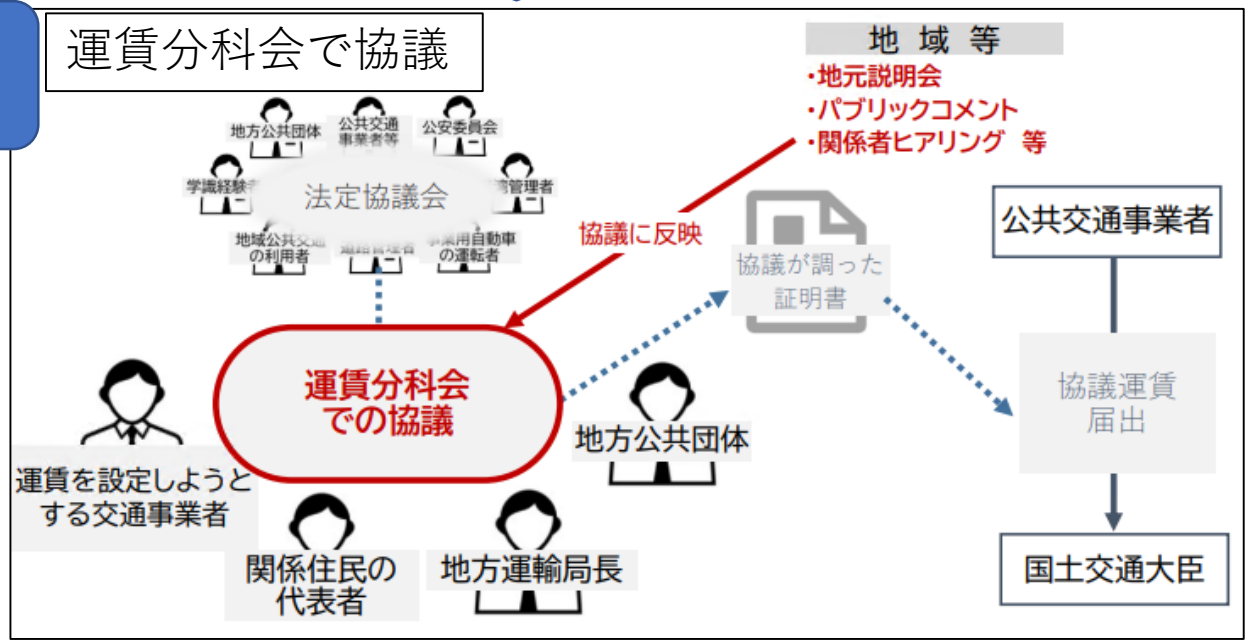

4．乗合旅客運送の運賃・料金の決定方法について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたる疑義が生じないよう、運賃などを定めようとする一般乗合旅客事業者のみが協議に参加することとした。
- また、上記協議の前に、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施　などを想定

新 **道路運送法　9条5項概要**

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

5．料金の意見を反映させる措置ついて

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）　※（）内は想定する対象者

①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③＋④

【その他】

・ホームページへ意見募集の掲載

・地域住民に対するアンケート調査　等

千葉市では、あらかじめ

・ホームページでの意見募集

・自治会への説明

・利害関係者への説明

などを行い、利用者そのほか利害関係者の意見を反映させていく

6．要綱の改定内容について

千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱（改定案）

道路運送法第９条４項に掲げる運賃・料金に関する事項については、本部会の分科会とし運賃協議会を設置し協議を要することになったことから、改定するもの。

（目的）

第１条　この要綱は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。）及び千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例（平成３１年千葉市条例第２４号）第９条の規定に基づき、地域の公共交通需要に応じた地域住民の社会生活に必要な交通手段の確保及び旅客の利便推進を図るため、千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会（以下「部会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　部会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

ただし、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める分科会にて協議を行う。

（２）コミュニティバスの導入に際し、検討された内容に関する事項

（３）部会の運営方法や分科会の設置、その他部会が必要と認める事項

（組織）

第３条　部会は、次に掲げる者により構成するものとする。

（１）学識経験を有する者

（２）連絡調整対象の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（４）住民又は利用者の代表

（５）国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

（６）道路管理者

（７）千葉県警察

（８）地域公共交通部会を主宰する市長又はその指名する者

（９）その他の交通会議の運営上必要と認められる者

（部会長及び副部会長）

第４条　部会に部会長及び副部会長を置く。

（１）部会長及び副部会長は互選により定める。

（２）部会長は事務を事理し、部会を代表する。

（３）副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第５条　事務局を都市局都市部交通政策課に置く 。

（運営）

第６条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って定める。

追記

ただし、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める分科会にて協議を行う。

7．地域公共交通部会運賃分科会設置規程について

千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会運賃分科会設置規程

（令和５年〇月〇〇日）

（目的）
第１条 この規程は、千葉市地域公共交通活性化協議会地域公共交通部会設置要綱（以下「要綱」という。）第２条に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金に関する協議を行うため分科会を設置し、その取扱いについて規定する。

（協議事項）
第２条 本分科会では、次に掲げる事項を所掌する。
（１） 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第４項に定める事項
（２） 前各号のほか、地域公共交通部会長が必要と認めるもの

（組織）
第４条 分科会は、会長及び委員をもって組織する。
２ 分科会の会長は、地域公共交通部会長が指名する。
３ 分科会の会長は、分科会を代表し、その会務を総括する。
４　委員は、次に掲げる者のうちから分科会の会長が指名する。
（１）国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
（２）住民または地域における利用者の代表
（３）運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
（４）運賃を定めようとする路線をその区域に含む市職員
（５）その他分科会の会長が運営上必要と認められ指名する者

（会議）
第５条 分科会の会議は、地域公共交通部会設置要綱第５条及び第６条の規定を準用する。

（協議結果）
第６条 本分科会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

付則 （施行期日） この規程は、令和６年〇月〇〇日から施行する